

大和市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

はじめに

大和市は、鉄道をはじめとする高い交通利便性に恵まれていることもあり、東京都心や横浜のベッドタウンとして急速に都市が成長してきました。特に昭和 30 年代後半から昭和 50 年代にかけての高度成長期における人口増加は著しく、市制施行当時の昭和 34(1959)年に僅か 4 万人程度であった人口は、平成 4(1992)年に 20 万人を超え、現在の 23 万人都市へと変貌を遂げました。

この間、市民の安全と安心、便利で快適な都市空間を確保するため、まちの成長に合わせて学校や学習センターをはじめとする各公共建築物のほか、道路や公園、下水道などのインフラ系施設についても、着実に整備を進めてまいりました。また、施設ごとに長寿命化計画を策定するなど、適切な維持管理に向けた取組も並行して実施してきたところです。

一方で、これらの公共建築物及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の多くは高度成長期に集中的に整備してきたことから、今後、老朽化に伴う修繕や更新が必要になってきます。また、将来的に想定されている人口減少や、少子高齢化が進展する中では、生産年齢人口の減少も同時に進むと見込まれ、経済規模の縮小、税収等の低下などにより、施設の更新や維持管理のための費用を確保していくのが困難になることも考えられます。

こうしたことから、これまで以上に中長期的な視座により、将来的な市民ニーズや財政状況などを見極めたうえで、本市にとって必要な公共施設等について、効率的かつ効果的な管理手法を講じ、しっかりと確保していくことが重要となります。本計画はそのための道標となるよう、今後 10 年にわたる本市施設の更新や維持管理に向けた方向性をまとめたものです。

目 次

I. 公共施設等総合管理計画とは	
1. 計画策定の背景・目的	… 4
2. 計画の位置づけ	… 5
3. 計画期間	… 5
4. 計画の対象範囲	… 5
II. 公共施設等の現状及び将来の見通し	
1. 公共施設等の現状と課題	… 6
2. 総人口や年代別人口についての今後の見通し	… 7
3. 公共施設等の更新や維持管理等に要する中長期的な経費の見込、財政の見通し	…10
III. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策、フォローアップの実施方針	…14
2. 現状や課題に関する基本認識、公共施設等の管理に関する基本的な考え方	…15
IV. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
1. 公共建築物	…16
2. 道路（橋りょうを除く）	…17
3. 橋りょう	…18
4. 下水道	…20
5. 準用河川	…22
6. 公園	…24
➡. 用語解説	…26

I. 公共施設等総合管理計画とは

1. 計画策定の背景・目的

(1) 背景

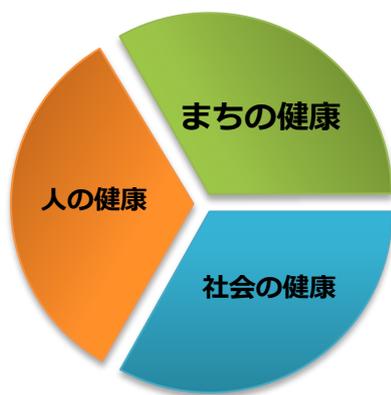
平成 25 年 11 月、国は、日本全体の 800 兆円に及ぶインフラストックの高齢化に的確に対応しつつ、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性などを示した、「インフラ長寿命化基本計画*」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進していくための体制を整えました。このインフラ長寿命化基本計画では、計画の方向性を推進するものとして、各自治体が行動計画(公共施設等総合管理計画)を策定し、備えることが想定されています。

本市においては、現在も人口増加が継続しているものの、少子高齢化は確実に進展しています。また、将来的な人口減少が避けられない見通しの中で、公共建築物や道路など社会基盤の老朽化への対応については、他の多くの自治体と同様、避けて通ることができない大きな課題となっています。

(2) 目的

現在、大和市では「健康都市」の取組を進めています。これは、健康こそ日々の活動の基本であるという点を、市政運営において取り入れたもので、「人」、「まち」、「社会」の3つの領域を健康にしていくことにより、市民生活を高めようとするものです。人々の暮らしを支える市内公共施設等の維持管理及び保全を確実に進め、貴重な財産を有用かつ長期的に使用することは、「まちの健康」の基本であり、「健康都市やまと」の実現に向けて不可欠な要素と言えます。

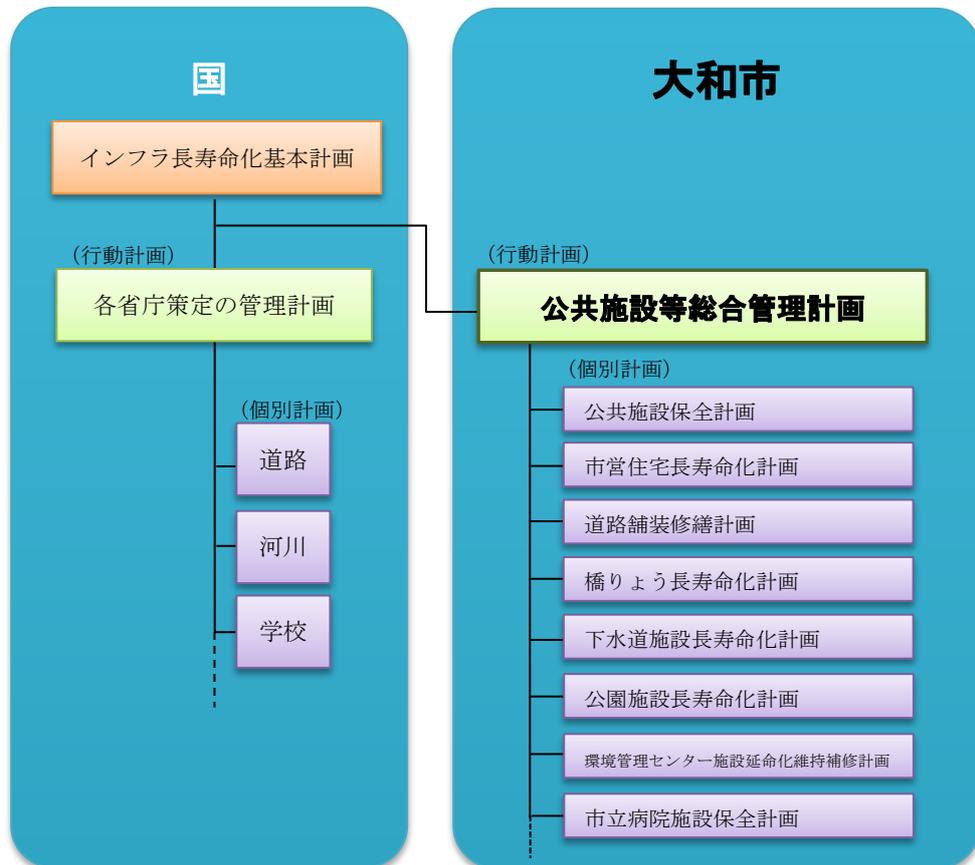
そのため、今後の人口減少や超高齢社会をしっかりと見据えながら、市が保有する施設について包括的に捉え、これまで以上に中長期的な視点を持って戦略的な維持管理を行うことが肝要であり、将来にわたって必要となる行政サービスを確実に提供するとともに、財政的負担の縮減及び平準化を図るべく、本計画を策定するものです。



健康都市 やまと

2. 計画の位置づけ

本計画については、平成 26 年 4 月 22 日付の総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により策定要請のあった、「公共施設等総合管理計画」として位置づけます。国が平成 25 年 11 月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」の地方版行動計画に相当するものとなります。



3. 計画期間

- ・平成 28 年度～平成 37 年度とします。
- ・最終年度には現状把握、時点修正等を行い、内容を見直したうえで更新していきます。

4. 計画の対象範囲

- ・本計画の対象は、市庁舎などの行政施設や学校教育施設等の公共建築物、道路や橋りょう等のインフラ施設及び公園施設やごみ処理施設とします。
- ・平成 26 年度末（平成 27 年 3 月 31 日）現在の施設の状況についてまとめています。

公共施設等	
公共建築物	行政系施設、消防施設、子育て支援施設、福祉・保健施設、学校教育施設、社会教育施設、市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション施設、公営住宅、その他
インフラ施設	道路、橋りょう、下水道、準用河川
公園施設	総合公園、近隣公園、街区公園、都市緑地

Ⅱ. 公共施設等の現状及び将来の見通し

1. 公共施設等の現状と課題

- ・昭和 34 年の市制施行時に 4 万人程度であった本市の人口は、現在、23 万人を上回っています。この間、人口増加に対応しながら良質な市民生活の環境を確保すべく、公共建築物のほか、道路や下水道といったインフラ施設の整備を進めてきました。
- ・特に人口増加の著しかった昭和 30 年代後半から平成初期にかけては、集中的に整備を行ってきたこともあり、市が保有する施設は築 30 年以上を経過したものが多くを占めています。

大和市の保有する公共施設等の概要（平成 27 年 3 月 31 日現在）

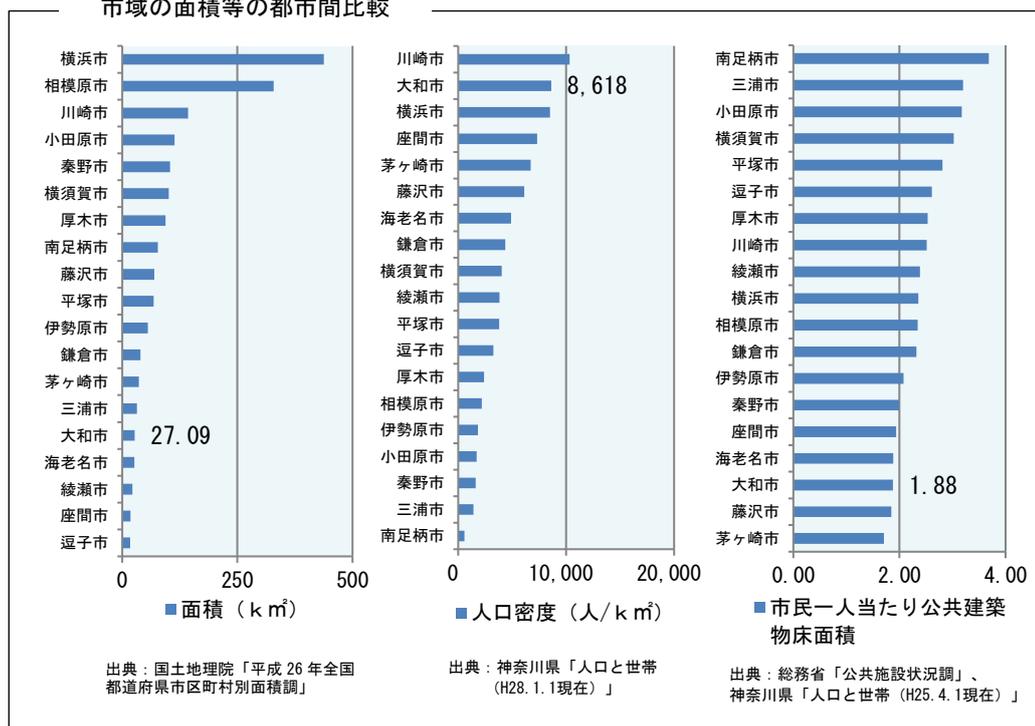
施設の種類	総量	整備からの経過期間			
		30 年未満	30 年以上 50 年未満	50 年以上	
公共建築物	140 施設 319 棟	37.9%	59.6%	2.5%	
インフラ施設	道路	約 560 km	—	—	—
	橋りょう	86 橋	※21.2%	※64.7%	※9.4%
	下水道	約 700 km	※※	※※	※※
	準用河川	4.46km	—	—	—
公園施設 (その他公園等含む)	276 箇所	—	—	—	

※ 整備年度不詳の施設があり、合計が 100% になりません。

※※平成 30 年度に策定予定の「固定資産台帳」の整備後に数値を記載します。

- ・また、市域が比較的狭い大和市は、交通の利便性が高いことなどを背景に都市化が進み、神奈川県内でも 2 番目に人口密度が高くなっています。コンパクトな市域であることが、効率的な公共施設の配置に寄与していると捉えられます。

市域の面積等の都市間比較



2. 総人口や年代別人口についての今後の見通し

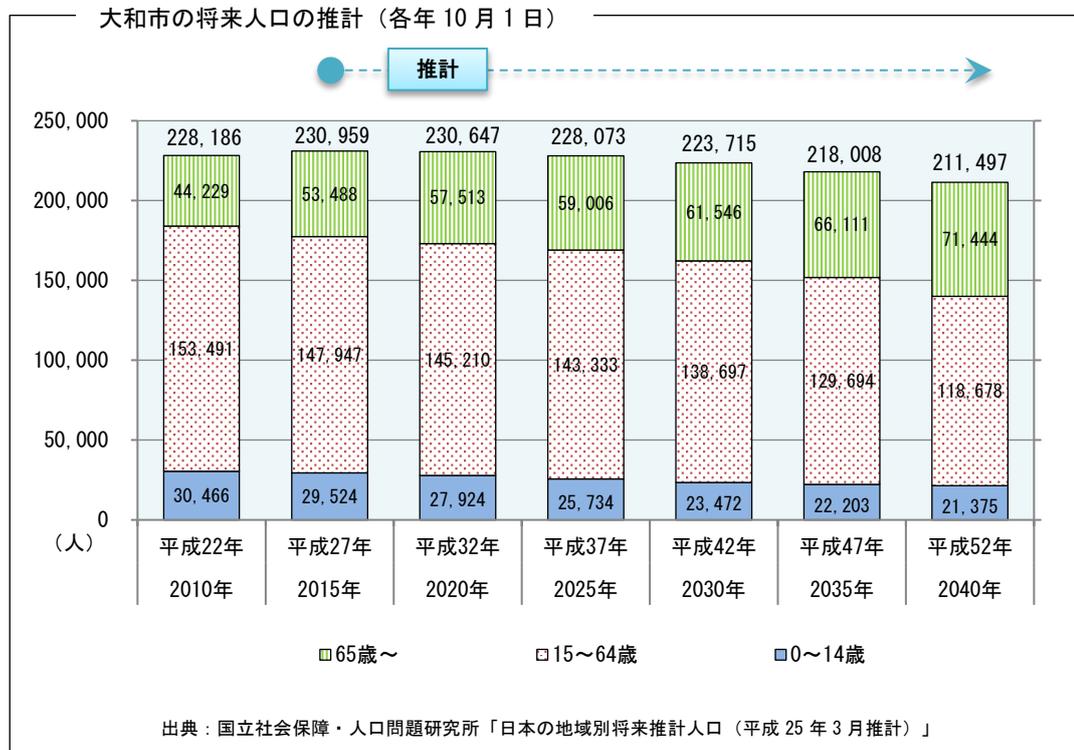
(1) 長期的な見通し（国立社会保障・人口問題研究所が発表している「日本の地域別将来推計人口*（平成25年3月推計）」）

①総人口の推移

・本市の人口は平成27年をピークに減少へと転じ、平成42年以降は、1年当たりの減少数が1,000人を超える勢いとなるなど、長期的なスパンで捉えると、人口減少は避けられない見通しとなっています。

②年齢3区分人口の推移

- ・平成32年以降、総人口の減少が進む中で、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少していきます。
- ・一方、65歳以上人口（65歳～）は増加を続ける見込みであり、平成52年には7万人を超えて全体の約34%に上ると考えられています。

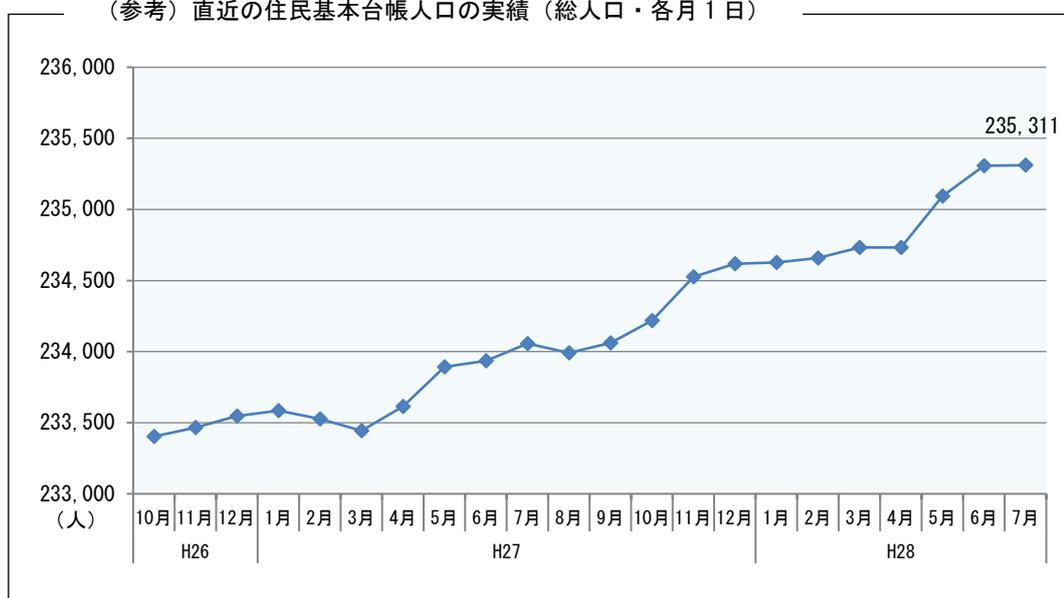


(2) 計画期間内(10年間)の人口の見通し

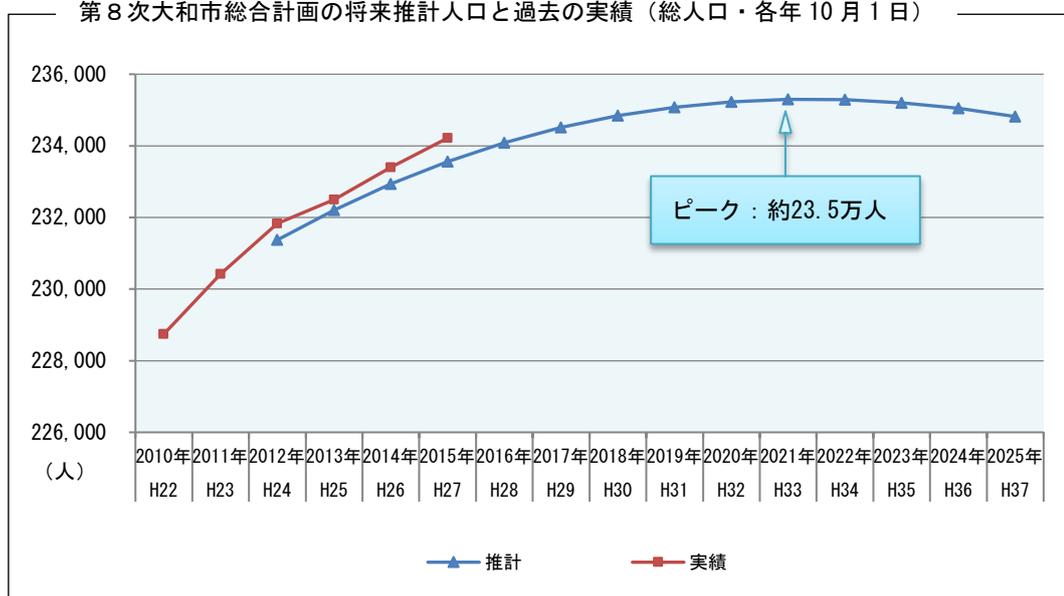
① 総人口の推移

- ・本市の人口は現在も増加傾向(平成28年7月1日現在:推計人口*234,015人/住民基本台帳人口*235,311人)にあり、7ページの(1)で示した国による推計を上回って推移しています。
- ・市の最上位計画である第8次大和市総合計画後期基本計画における将来推計人口は、過去の実績に近い値を示しています。このため、公共施設等総合管理計画における本市の人口の将来的な見込については、第8次総合計画の推計(平成23年に10月1日の住民基本台帳を基礎として算出)を用います。
- ・この推計では、平成33年にピークを迎えた後に減少傾向に転じる見通しとなっており、本計画の期間中は23万人以上の人口規模を有しているものと想定しています。

(参考) 直近の住民基本台帳人口の実績(総人口・各月1日)

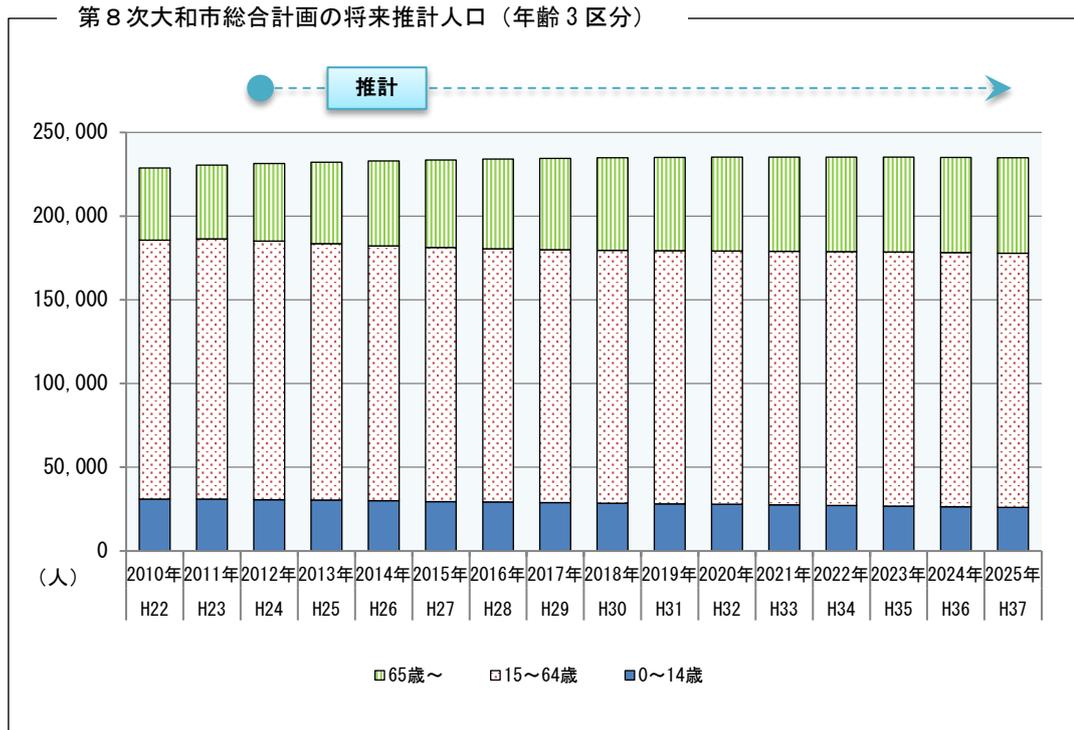


第8次大和市総合計画の将来推計人口と過去の実績(総人口・各年10月1日)



②年齢3区分人口の推移

- ・ 少子高齢化の進展により、65歳以上人口が増加を続けるのに対し、年少人口及び生産年齢人口は徐々に減少していきます。
- ・ 計画期間の最終年度（平成37年度）の65歳以上人口の割合は、24%を上回る見込です。

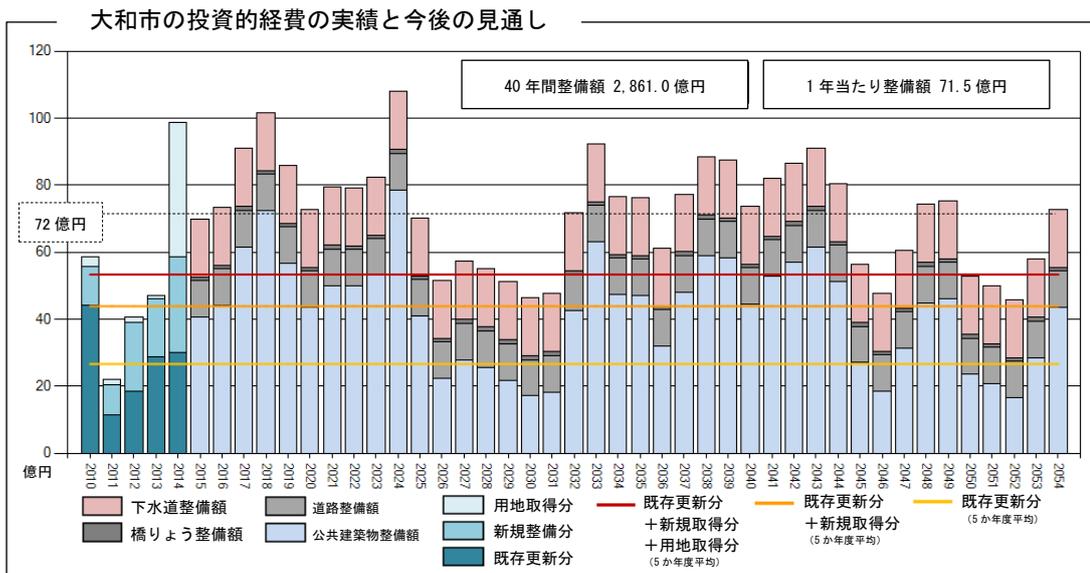


3. 公共施設等の更新や維持管理等に要する中長期的な経費の見込、財政の見通し

(1) 施設の更新や維持管理に要する経費の見込

本市における公共建築物や道路等の社会基盤について、仮に現行の水準を将来にわたって維持していくという条件のもとで更新等に要する経費を試算しました（総務省ホームページに掲載されている一般財団法人・地域総合整備財団の「公共施設更新費用試算ソフト」に基づき推計）。

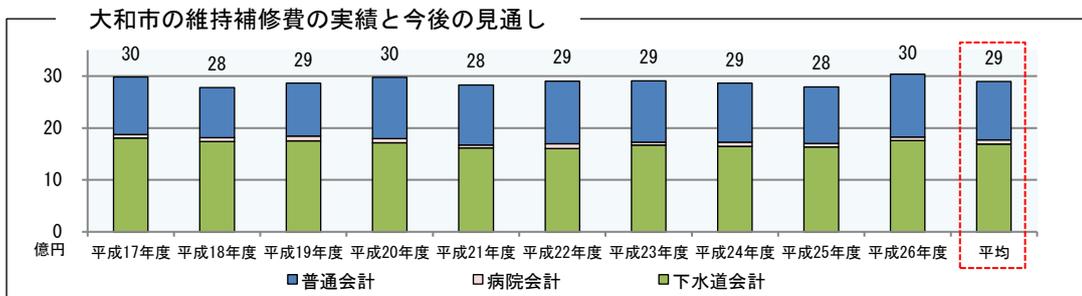
これによると、施設の建替えや大規模改修などに要する費用は、今後40年間で2,861億円、1年当たりに換算した整備額の平均は約72億円に上る見込みです。



☞ 試算の条件

- ・ 今後も既存（平成26年度末現在）のストックを維持する。
- ・ 建築物の耐用年数を60年とする。
- ・ 築造後30年で大規模改修、60年後には建替えとする。
- ・ 築造後50年が経過している施設は、大規模改修を行わずに建替えとする。

維持補修に係る費用については、今後、公共建築物や道路等のインフラストックが大幅に増加する予定がないことから、過去10年の実績の平均をもとに今後の経費を見込むと、1年当たり約29億円に上ると考えられます。



※整備や改修を進める際には、国や県の補助金・交付金等の活用が見込まれるため、本市のみで上記費用を負担していくものではありません。

※経費の今後の見通しは、平成26年度末現在の公共施設等の総量を基礎として機械的に求めたものであり、将来編成する予算等と直接的に連動するものとはなっていません。

※大和市において普通会計とは、一般会計に渋谷土地区画整理事業特別会計を加えたものとなります。

(2) 財政の見通し

①これまでの状況

A. 歳入（普通会計^{*}）

- ・歳入総額（合計）は増減を繰り返しつつも、基本的には増加傾向にあり、平成26年度では700億円を超えるようになりました。
- ・大和市では人口の微増が継続していることもあり、地方税収を一定の水準で確保しています。
- ・平成22年度以降、地方交付税^{*}が大幅に増加しています。これは、少子高齢化等に伴う社会保障関係経費の増加などを背景に、財政的負担が大きくなっていることで、国から普通交付税が交付されているためです。

（単位：千円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般財源	45,477,811	45,879,967	45,215,657	45,275,218	45,368,955
地方税	33,736,448	34,586,660	36,821,550	36,447,916	35,286,312
地方交付税	211,037	209,031	171,874	171,912	211,968
その他一般財源	11,530,326	11,084,276	8,222,233	8,655,390	9,870,675
特定財源	15,436,313	16,851,905	16,685,335	19,015,212	20,634,575
地方債	2,988,000	3,199,900	2,808,000	2,247,700	2,651,000
国庫支出金	8,078,243	8,366,460	8,226,441	11,403,244	9,011,503
都道府県支出金	2,198,805	2,339,806	2,856,655	2,659,568	2,917,686
その他特定財源	2,171,265	2,945,739	2,794,239	2,704,700	6,054,386
歳入合計	60,914,124	62,731,872	61,900,992	64,290,430	66,003,530

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般財源	44,933,170	44,162,861	45,124,179	45,004,171	48,145,117
地方税	34,323,102	34,424,515	34,632,014	35,270,484	35,544,192
地方交付税	1,103,267	1,689,318	1,725,409	1,646,247	1,335,956
その他一般財源	9,506,801	8,049,028	8,766,756	8,087,440	11,264,969
特定財源	23,043,224	21,115,040	19,759,520	22,251,903	30,624,463
地方債	2,776,700	1,323,600	1,263,800	2,246,800	5,429,100
国庫支出金	13,916,664	12,749,186	11,953,910	13,338,611	16,616,443
都道府県支出金	3,456,539	3,786,197	3,547,456	3,726,416	4,245,145
その他特定財源	2,893,321	3,256,057	2,994,354	2,940,076	4,333,775
歳入合計	67,976,394	65,277,901	64,883,699	67,256,074	78,769,580

（出典：総務省「地方財政状況調査」）

Ⅱ. 公共施設等の現状及び将来の見通し

・ B. 歳出（普通会計）

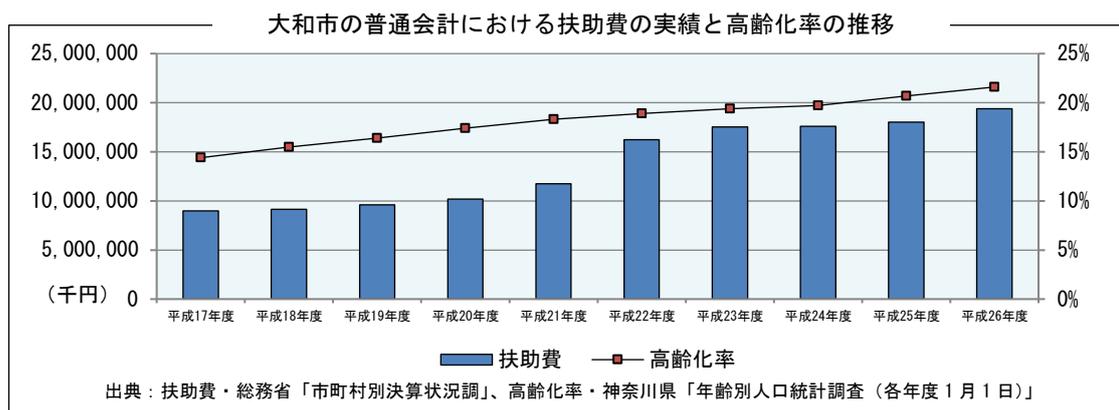
- ・ 歳出総額（合計）についても増加傾向を示しています。
- ・ 義務的経費のうち、人件費については行政改革の取組を進めている効果などにより逡減傾向となっているのに対し、扶助費*は少子高齢化の進展等の影響により、過去10年間で2倍を超える増加となっています。

（単位：千円）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
義務的経費	28,028,447	28,385,201	29,421,179	28,750,049	29,395,582
人件費	12,977,572	13,146,035	13,762,735	13,418,394	13,044,241
扶助費	8,982,343	9,146,081	9,613,102	10,193,975	11,747,246
公債費	6,068,532	6,093,085	6,045,342	5,137,680	4,604,095
物件費	7,220,025	7,541,617	7,922,865	7,677,696	8,202,370
維持補修費	1,107,800	967,434	1,021,415	1,180,194	1,156,456
補助費等	3,753,697	3,408,005	3,185,302	3,537,404	7,735,739
投資的経費	9,542,926	10,962,387	9,410,576	8,131,726	7,405,490
積立金・投資及び出資金・貸付金	1,291,854	1,662,963	1,270,582	1,289,171	1,349,490
繰出金	7,196,505	7,179,920	7,326,023	7,811,694	7,998,693
歳出合計	58,141,254	60,107,527	59,557,942	58,377,934	63,243,820

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
義務的経費	34,128,004	34,743,409	34,727,429	34,762,013	36,515,377
人件費	13,363,031	12,571,107	12,419,768	12,019,435	12,547,472
扶助費	16,235,918	17,528,706	17,604,600	18,010,705	19,390,279
公債費	4,529,055	4,643,596	4,703,061	4,731,873	4,577,626
物件費	8,347,549	8,961,879	8,774,297	9,093,547	9,926,231
維持補修費	1,207,443	1,182,362	1,134,469	1,085,539	1,210,126
補助費等	3,964,110	3,838,085	4,025,522	4,000,559	4,562,319
投資的経費	9,138,781	4,743,091	4,764,092	6,956,733	14,314,422
積立金・投資及び出資金・貸付金	1,269,849	1,438,917	1,654,175	1,554,352	1,232,294
繰出金	7,450,789	7,669,542	7,700,801	7,647,506	7,673,809
歳出合計	65,506,525	62,577,285	62,780,785	65,100,249	75,434,578

（出典：総務省「市町村別決算状況調」）



②今後の見通し

歳入の一般財源*においては、景気の緩やかな回復基調が続いていることから、歳入の根幹をなす地方税は当面の間、若干の増加が見込まれますが、消費税率の10%への引き上げの延期や地方法人税の偏在是正など、今後の税制改正等の動向による変動を踏まえたとしても大幅な伸びを期待することは難しい状況です。

将来的には、前述のとおり、少子高齢化の進展に伴って生産年齢人口が減少していくことから、地方税の減少が見込まれますが、計画期間内に関しては、現在と同水準を確保できる見通しです。

特定財源*については、歳出の扶助費の伸びに対する、国庫支出金や県支出金の増加が想定されますが、消費税率の引き上げの延期に伴い不透明な状況です。

一方、歳出においては、過去10年間に投資的経費*に充てた費用の平均は、1年当たり約85億円であることから、今後も同様に投資的経費へ充てることができると仮定した場合、前述の「3-(1)施設の更新や維持管理に要する経費の見込」の平均年額の約72億円をまかなえると想定されます。

しかしながら、過去10年間で2倍を超える増加となっている扶助費が、引き続き増加することが見込まれるため、投資的経費に今までどおりに財源を充てることが難しくなる可能性について、十分留意していく必要があります。

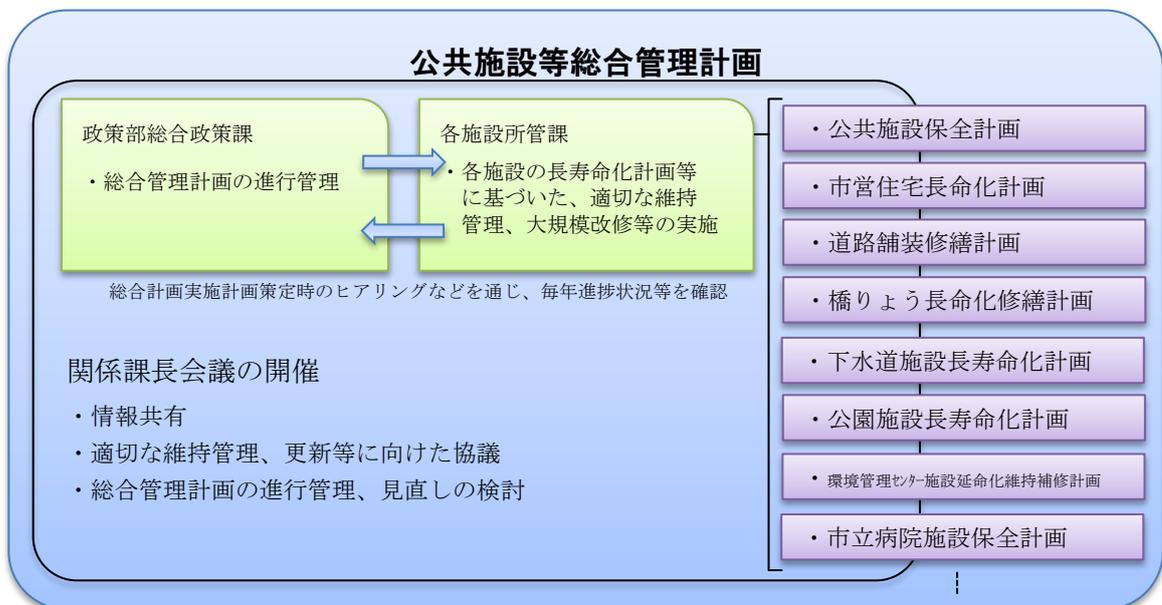
こうした状況を踏まえ、今後は施設の維持管理・保全に関わる対応について、事後保全型から予防保全型へのシフトをさらに加速し、施設の更新や大規模改修等に要する経費の低減及び平準化を図り、限りある財源を有効に活用することがより一層重要となります。

Ⅲ. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策、フォローアップの実施方針

- ・今後一層進む少子高齢化や、将来的な人口減少を踏まえると、これからの行財政運営はさらに厳しいものになると想定されます。限りある資産を最大限有効かつ、効率的に活用するには、市が保有する施設を包括的に捉え、トータルコストの低減を図っていくことが求められるため、政策部総合政策課が中心となり、本計画の進行管理を横断的かつ全庁的に進めていきます。
- ・公共建築物や道路、下水道等を管理する所管の各課長を集めた関係課長会議を定期的で開催することなどにより、情報共有を図りつつ、効率かつ適切な公共施設等の維持管理に向けた協議を行うほか、各個別計画の進捗状況等を踏まえたうえで、必要に応じて本計画の見直しも進めていきます。

全庁的取組体制のイメージ図



- ・市では、平成27年1月に総務省が示した地方公会計制度における「統一的な基準[※]」による財務書類の作成に向け、市が所有する固定資産の所得価額や耐用年数等のデータを網羅的に収録した「固定資産台帳[※]」の整備を進めています。固定資産台帳は、公共施設等の老朽化対策に必要な資産状況の確実な把握に寄与するものであることから、台帳の整備や運用に関わる各部署とも連携して、本計画の充実を図ります。
- ・公共施設は「まちの健康」を支えるものですが、今後の少子高齢化の進展等の状況次第では、長きにわたって維持するのが困難になることも考えられます。この問題を各職員が理解し、危機意識を持ったうえで業務にあたるのが必須の時代になっているため、施設等の所管部署以外に対しても情報提供や研修を実施するなど周知徹底を図っていきます。

※ 巻末・用語解説参照

2. 現状や課題に関する基本認識、公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 現状と課題

- ・本市における公共施設等の多くは、急激に人口が増加した昭和 30 年代から 50 年代に整備されてきました。今後、築造からの経過年数をはじめ、各施設の状態や現況等を考慮しながら、建替えも視野に大規模改修、更新を進めていかなければなりません。
- ・大和市も将来的には人口減少期に移行するものと見込まれますが、その際の人口減少の勢いは当面の間、緩やかなものであり、本計画の最終年度である平成 37 年度まで総人口の規模は 23 万人台で推移し、さらに平成 52 年の時点でも国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると 21 万人以上を有しているものと考えられます。
- ・なお、この人口減少期には、税負担の中心である生産年齢人口が減少していくのに対し、65 歳以上人口の増加が想定されています。

(2) 今後の方向性

- ・大和市の将来的な人口の見通しとして、高齢化率の上昇が進む一方、総人口の規模は大きく変わらないため、市民生活を支えるために必要な公共建築物の床面積やインフラ施設等のストック量については、現状を維持していくことを基本とします。
- ・そのために、既存施設を最大限有効活用しつつ、大規模改修等に要する経費の低減及び平準化を図るため、施設の維持管理、保全に関わる対応を事後保全型から予防保全型へシフトしている現在の取組をさらに加速していきます。
- ・これまで、用途に応じて施設を個別に整備する手法が一般的でしたが、市民の利便性の向上を図るとともに、長期にわたると想定される人口減少社会を見据え、複合化や多機能化、集約化を考慮した対応を柔軟に検討していきます。老朽化が進んだ施設等に関しては、廃止や拠点複合施設等への機能移転についても検討していきます。
- ・本市では平成 28 年度中に、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画[※]」を策定する予定です。この計画には居住誘導方針と「大和市都市計画マスタープラン」の内容を踏まえた都市機能誘導方針を定め、各方針に沿って居住誘導区域、都市機能誘導区域を設定します。主な鉄道駅周辺に設定することとなる都市機能誘導区域のうち、本市の中心拠点である大和駅周辺、地域拠点である高座渋谷駅及び中央林間駅周辺には、都市機能増進施設(誘導施設)を集約した拠点複合施設を配置する方向で整理していく考えです。
- ・公共施設等の更新を進める際などには、市民ニーズへの対応をはじめ、効率的かつ効果的な施設の運営、整備を図る観点から、PPP[※]やPFI[※]をはじめとする民間事業者の活用についても併せて検討を行います。

※ 巻末・用語解説参照

Ⅳ. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共建築物に関する基本的な方針

(1) 現況

- ・現在、市が保有する施設は、その半数以上が小中学校をはじめとする教育施設となっています。また、公共施設の6割近くが築30年以上で、そのうちの3分の2が築35年以上と施設の老朽化が進んでいる状況です。

(2) 施設の統合や廃止の推進方針

- ・統合や廃止に関する今後の推進方針については、将来的な人口動向や社会状況を考慮し、利用形態等を踏まえながら最適な整備のあり方を検討していきます。

(3) 現在の対応状況

- ・公共施設の計画的な維持補修のため、「安全性の確保」と「建物の延命化」を目的に平成13年に公共施設保全計画^{*}を策定し、施設管理者が日常的な点検を行う「建物カルテ^{*}」をもとに、施設管理者が修繕内容や修繕時期を検討し、毎年の予算編成に反映することで適切な維持管理につなげています。

(4) 点検・診断の実施方針

- ・平成28年度から策定作業を進めている公共施設白書^{*}にて、公共施設のハード面（内外装の仕上げや設備等）とソフト面（施設の運営・管理等）の両面から調査を行うための施設性能評価方法を開発し、施設管理者自らが施設現状について調査できる体制を整えます。また併せて、これまでと同じく「施設管理マニュアル」に基づいた日常点検・定期点検をしっかりと行っていきます。

(5) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・公共施設白書の策定により施設状況を総合的に把握したうえで、平成29年度に改めて策定する予定の公共施設保全計画で中長期視点から保全コスト（修繕・改修等の費用）を算出し、平準化を考慮しながら施設修繕・更新時期について検討していきます。

(6) 安全確保の実施方針

- ・適宜行う点検等で施設の危険性が認められた場合、（新）公共施設保全計画との調整を行いながら、優先的に修繕等を進め、安全を確保していきます。

(7) 耐震化の実施方針

- ・耐震化（Is値^{*}0.6以上の確保）はおおむね完了しています。2箇所残っている小規模な鉄骨造の消防分団詰所については、平成31年度までに順次建替えを行っていく予定です。

(8) 長寿命化の実施方針

- ・老朽化した箇所の単純な修繕だけでなく、今後も長く施設を利用できるように、必要に応じて総合的に建築・電気・設備の工事を行うことでコストの低減を図り、かつ、近年の整備水準に近づけるなど施設機能の向上を目指します。

2. 道路に関する基本的な方針（橋りょうを除く）

(1) 現況

- ・本市が管理する道路は約 560km あり、その 9 割近くが舗装されています。安全施設や照明などの道路附属物^{*}も多数あり、ともに設置から 10 年以上の年数が経過している施設が多いため、今後は老朽化による修繕や更新が必要となります。
- ・事後保全型が中心となっていたこれまでの維持管理が続けば、将来的に施設の更新の必要性が高まるなど、維持管理コストが増大することが想定されます。
- ・今後は、維持管理コストの平準化、低減を図り、持続可能な維持修繕サイクルを構築する観点から、予防保全型の維持管理に移行していくことが求められています。
- ・県内の高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道全ての道路管理者が相互に連絡調整を行い、道路施設の老朽化対策に取り組むことを目的とした、「神奈川県道路メンテナンス会議^{*}」が平成 26 年度に設立され、本市も連携して取組を進めています。

(2) 施設の統合や廃止の推進方針

- ・当面、本市の人口規模は現行の水準が継続すると想定されるため、市民の快適な移動、交通混雑の緩和に向け、ラダーパターン^{*}を構成する主要な幹線道路の整備等を行うことで、都市間交通の円滑化を図るとともに、災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。このため、積極的に廃止を行う状況にはありません。
- ・道路附属物については、施設配置を含めた修繕計画を策定し、不要物件の廃止を検討します。

(3) 現在の対応状況

- ・幅員 4m 以上の市管理道路については、平成 26 年度に実施した路面性状調査^{*}等の結果を踏まえ、「大和市舗装修繕計画」を策定しました。
- ・また、道路附属物についても、耐用年数や過去の修繕履歴などをもとに、優先順位を定めた修繕計画の策定に向け、取組を進めています。

(4) 点検・診断の実施方針

- ・大和市管理道路約 560km について、日常点検としてパトロールを実施しています。
- ・幅員 4m 以上の市管理道路については、5 箇年ごとに定期的な点検・診断を実施することにより、施設の健全性を確認します。
- ・災害発生時には、緊急輸送道路*を補完する道路や重要な道路施設について、優先的に緊急点検を実施し、安全性を確認します。

(5) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・舗装修繕計画に基づき、予防保全型の維持管理を順次取り入れながら、維持管理コストの平準化と低減を図り、持続可能な維持修繕サイクルを確立します。
- ・また、道路附属物についても、施設配置を含めた修繕計画を策定し、適切な維持管理を行っていきます。

(6) 安全確保の実施方針

- ・舗装修繕計画に基づき修繕を進めることにより道路の安全を確保するとともに、日常的なパトロールによる目視点検の中で、危険箇所の応急修繕を実施していくほか、緊急輸送道路を補完する道路については、路面下空洞調査*等を行っていきます。

(7) 耐震化の実施方針

- ・大型の擁壁や横断歩道橋などは、倒壊等により市民の安全はもちろん、交通機能に支障をきたすこととなるため、こうした道路附属物については、適切な修繕計画の実施により耐震性を確保していきます。

(8) 長寿命化の実施方針

- ・道路施設の点検を定期的実施することにより、施設の健全性を把握します。
- ・また、予防保全型の維持管理を取り入れて機能保全を図り、施設の長寿命化を進めます。

3. 橋りょうに関する基本的な方針

(1) 現況

- ・本市が管理する橋りょうは 86 橋です。
- ・当該橋りょうは、昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて建設されたものが多く、随所に不具合が見受けられる状況となっています。
- ・今後は老朽化がさらに進み、橋りょう本体の大規模な修繕や架け替えが必要になる時期を一斉に迎えることが予想されるため、より計画的に橋りょうを維持していくための取組が不可欠となっています。

- ・このことから、平成 24 年度に「大和市橋りょう長寿命化修繕計画」（平成 26 年度改正）を策定し、計画的な修繕を実施していますが、今後も道路法に基づく近接目視点検を進めながら、計画的な維持・修繕を行っていく必要があります。
- ・また、耐震化についても、橋りょう長寿命化修繕計画と整合を図りながら計画的に実施していく必要があります。
- ・平成 26 年度に、県内の高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道全ての道路管理者が相互に連絡調整を行い、道路施設の老朽化対策に取り組むことを目的とした「神奈川県道路メンテナンス会議」が設立され、本市も連携して取組を進めています。

（２）統合や廃止の推進方針

- ・近傍に車道橋と人道橋が架設されている橋りょうの更新にあたっては、可能な限り歩車道橋として再整備します。また、利用者が少ないなど、有用性が低いと考えられる橋りょうについては、その必要性に関し検討を行っていきます。

（３）現在の対応状況

- ・構造的な欠陥の発生後に改修するこれまでの事後保全型の維持管理から、定期的な点検を行い、橋の構造的な欠損が発生する前に補修する予防保全型の維持管理の考え方を取り入れた橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、対応を進めています。

（４）点検・診断の実施方針

- ・橋りょうの定期的な点検及びその結果を反映した計画の見直しを PDCA サイクルに基づき実施します。
- ・なお、道路橋については法令に基づき、平成 28 年度から 3 箇年かけて、近接目視等による健全度調査を行い、平成 31 年以降は 5 年に 1 回、定期的を実施していきます。

（５）維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・橋りょう長寿命化修繕計画に基づく維持修繕を実施し、維持管理コストの低減、平準化を図るとともに、持続可能な維持修繕サイクルを構築します。

（６）安全確保の実施方針

- ・予防保全型の維持管理に加え、日常点検や近接目視点検などによって、緊急に補修する必要がある損傷が判明した橋りょうについては、必要な補修作業を即時実施し、安全確保を図ります。

(7) 耐震化の実施方針

- ・耐震化を必要とする橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画による修繕に合わせて実施していきます。

(8) 長寿命化の実施方針

- ・橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの損傷が進む前に補修する予防保全型の維持管理へ順次移行します。
- ・橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、予防保全型の修繕を実施することで、同一年度による大規模補修工事や架け替えの集中を減らし、効率的に長寿命化を進め、維持管理コストの平準化・低減を図ります。

4. 下水道に関する基本的な方針

(1) 現況

- ・本市が管理する下水道施設として、約 700km の管きよ、3 箇所の浄化センター（1 箇所の浄化センター分場を含む）、24 箇所のポンプ場があります。
- ・管きよについては、昭和 29（1954）年から整備を開始し、市街化区域内の汚水管^{*}の整備はおおむね完了しています。
- ・浄化センターについては、中部浄化センターが昭和 44 年に、北部浄化センターが昭和 63 年に供用開始され、改築更新を経て現在も稼働しています。
- ・低地から高地へ下水を圧送する必要がある地域において、管きよ整備とともに設置された中部浄化センター分場については、平成 3 年に供用開始され、設備更新を経て現在も稼働しています。
- ・下水道施設建設のピークが昭和 50 年から平成初頭であったことから、老朽化が進んだ施設が増加しており、これまでの事後保全型の維持管理では、将来的な維持管理コストの増大が見込まれるほか、管きよの老朽化は占用している道路の安全性への影響も懸念されます。
- ・今後は、維持管理コストの平準化・低減を図り、持続可能な維持修繕サイクルを構築する予防保全型の維持管理に移行することが求められています。
- ・平成 26 年度末現在、汚水管の人口普及率は 95.1%、雨水管^{*}の面整備率は 68.6%となっており、特に汚水管については、災害等による事故発生時に市民生活に与える影響が大きいと想定されるため、持続可能な維持管理体制を整える必要があります。

(2) 統合や廃止の推進方針

- ・本市では、宅地利用の急激な縮小が見込まれないことから、当分の間、下水道施設の統合や廃止は生じないものと考えています。このため、現状の施設は維持していく必要がありますが、改築更新にあたっては積極的に設備能力の見直しを行っていきます。

(3) 現在の対応状況

- ・管きよについては、老朽化に伴い修繕の必要性が高まっている地域について、管路の調査を行い、発見した損傷箇所の補修を順次行っています。
- ・ポンプ場に関しては、常時安定的稼働が要求され、故障時等には早急な対応が求められることから、24時間365日体制による機器保守点検整備を業務委託しています。
- ・管きよ及びポンプ場については、計画的な維持修繕体制の確立に向けて、長寿命化計画の策定を検討しています。
- ・浄化センターについては、現在、施設の健全度調査を基本とした長寿命化計画を策定し、計画的な施設保全に着手しています。

(4) 点検・診断の実施方針

- ・管きよについては、破損による周辺への影響を勘案し、優先度の高い地域から順次点検するとともに、健全度診断の実施について検討します。
- ・ポンプ場については、機器保守点検整備について、より効率化が図れるよう、委託内容の精査・改善を行います。
- ・浄化センターについては、おおむね5年ごとに老朽化が進んだ施設を中心に、維持管理状況や修繕実績を整理し、施設健全度の診断と将来の劣化予測を行います。

(5) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・下水道事業の管理施設について、維持管理コストの平準化による持続可能な維持修繕サイクルの構築を目指し、予防保全を取り入れた維持管理に向け、計画策定を検討します。

(6) 安全確保の実施方針

- ・管きよについては、計画的、効果的に修繕・更新を進め、管路老朽化に伴う破損防止に努めることで、管路破損による道路陥没事故を未然に防止します。
- ・浄化センターについては、予防保全型の維持管理等による長寿命化対策により、処理施設の機能停止による未処理下水の流出を防止し、安定した処理水質を確保します。
- ・中部浄化センター分場やポンプ場では、ICTを活用した定常的な監視を行い、機能停止による使用制限や未処理下水の流出を防止します。

(7) 耐震化の実施方針

- ・管きょについては、機能確保の重要性が高い防災拠点施設や避難所等からの管路を優先に耐震化を図ります。
- ・ポンプ場については、機能停止による使用制限を防ぐため、耐震化を図っていきます。
- ・また、浄化センターでは、地震による被災後にあっても最低限の下水道機能を確保するため、施設の重要度・危険度に応じ、長寿命化計画との整合を考慮しながら段階的に耐震化を図ります。

(8) 長寿命化の実施方針

- ・管きょについては、緊急輸送道路を補完する道路や幹線道路における老朽化した幹線管きょ及び合流地区^{*}に敷設されている管きょを中心に管路調査、診断を実施し、劣化度と重要度をもとに対策優先度の評価を行ったうえで、長寿命化計画を策定していきます。
- ・ポンプ場については、長寿命化計画を策定して老朽化が進んでいる施設について、機器の更新を進めていきます。
- ・浄化センターについては、老朽化が進んだ施設を中心に、維持管理状況や修繕実績を整理し、施設健全度の診断と将来の劣化予測を行い、順次長寿命化計画（ストックマネジメント計画^{*}）を更新していきます。

5. 準用河川に関する基本的な方針**(1) 現況**

- ・市内には、二本の河川が流れており、市の東側を流れる境川は東京都及び神奈川県が二級河川として管理を行っています。西側を流れる引地川は、上流部約 4.5km が大和市の管理する準用河川で、下流部は神奈川県が管理する二級河川となっています。
- ・都市化が進んだ地域では雨水の地中への浸透が阻害されるため、台風やゲリラ豪雨などによって周辺を流れる河川に流下能力を上回る雨水が流入しやすく、本市においても、流出抑制に努めていますが、浸水被害等が発生しており、総合的な治水対策の一つとして、河川の整備や適切な維持管理が必要となっています。
- ・境川と引地川の二級河川部分については、神奈川県が河道の拡幅など、計画流下能力を確保するための河川改修を進めています。本市においても、県が行う引地川下流部（二級河川部分）の工事の進捗に応じて、準用河川部分についての河川改修を進め、氾濫等の防止、被害の抑制を図りつつ、河川構造物の適切な維持管理に努めています。

(2) 統合や廃止の推進方針

- ・準用河川引地川については、神奈川県が管理する下流の二級河川と整合を図りながら、当面降雨強度*22mm/hr 対応の断面で護岸改修を行い、将来的には矢板護岸*方式により、降雨強度 47mm/hr に対応できる護岸改修を実施していく予定であることから、河川施設の廃止はできません。

(3) 現在の対応状況

- ・急激な市街化を背景とした浸水被害の解消に向け、河川上流部における貯留機能を確保すべく、昭和 57 年には上草柳調整池を整備しました。その後、神奈川県が管理を行う下流の二級河川の計画流下能力を確保するために必要な河川改修を進めてきたことで、準用河川区間での浸水被害は軽減されてきています。
- ・しかしながら、護岸等の老朽化が進んでおり、破損等による周辺への影響が懸念されています。
- ・このため、計画的な修繕、補修による老朽化対策を進めていく必要があります。

(4) 点検・診断の実施方針

- ・日常点検としてパトロールを実施するとともに、構造物の整備時期や修繕の履歴をもとに老朽化の状況を推定し、異常箇所を早期発見に努めます。

(5) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・持続可能な維持修繕サイクルの構築を目指し、予防保全型を取り入れた維持管理に向け、計画策定を検討します。

(6) 安全確保の実施方針

- ・日常点検としてパトロールを実施し施設の健全性を確認します。また、災害発生時には、緊急点検を実施します。

(7) 耐震化の実施方針

- ・未改修箇所については、県による下流の二級河川部分の工事の進捗を踏まえて本市が行う流下能力の増強を図る改修の際に、耐震性についても併せて検証し、対策を講じます。

(8) 長寿命化の実施方針

- ・日常のパトロール等により施設の健全性を把握し、維持管理を計画的に行うことで、施設の長寿命化を図り、河川の機能を確保していきます。

6. 公園に関する基本的な方針

(1) 現況

- ・本市の都市公園^{*}は、現在 184 箇所、約 70.82ha であり、市民一人当たりの都市公園面積は、約 3.04 m²/人となっています。
- ・公園は、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層が利用する施設であることから、誰もが安全で快適に利用できる公園の整備、管理を行っています。
- ・また、市では、良好な公園環境を維持するため、公園遊具の適正管理や近年の健康志向の高まりに加え、高齢社会への対応の一つとして、健康遊具の設置を積極的に進めています。なお、整備後、20～30 年が経過している公園も多く、遊具をはじめとして施設が老朽化していることから、安全点検を充実させ、計画的に施設の修繕、改修等を行っています。

都市公園の状況

種別	箇所数	面積	
		ha	m ²
総合公園	2	24.65	246,488.29
近隣公園	4	6.51	65,111.33
街区公園	173	27.82	278,185.33
都市緑地	4	11.13	111,274.64
都市林	1	0.71	7,107.48
計	184	70.82	708,167.07

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

(2) 統合や廃止の推進方針

- ・今後、予測される人口減少は緩やかなものであり、当面の間、現状の利用は継続されるものと想定されます。また、一人当たりの都市公園面積について、本市は都市化が進んでいることもあり、県内各市と比較すると少ない状況を踏まえると、今後も、都市公園面積の充実を図る必要性は高く、統合や廃止の検討を行う状況にはありません。

(3) 現在の対応状況

- ・遊具等の老朽化に伴い、日常的な点検及び定期的な点検を実施するとともに、「大和市公園施設長寿命化計画」を平成 26 年 7 月に策定し対応を進めています。

(4) 点検・診断の実施方針

- ・遊具に起因する事故の発生を未然に防ぐことや、劣化状況を把握するために日常的に公園をパトロールし、点検を行うこととしていきます。また、国土交通省策定の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」などにに基づきながら毎年定期点検を実施しており、現在は 4 年以内を 1 サイクルとして市内全ての公園の遊具精密点検を実施することとしています。

(5) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・定期的な公園遊具点検の結果から、4段階の判定レベルで上位3段階を維持することを目標とし、下位2段階の評価となったものは補修して延命化を図るとともに、状況によっては使用停止や撤去、更新を行います。

(6) 安全確保の実施方針

- ・点検により損傷が判明した遊具については、塗装の塗り替えや部分的な補修のほか、損傷箇所が広範にわたるなど、部分的な補修だけでは対応が困難な場合は全体での交換を実施し、安全確保を図ります。

(7) 耐震化の実施方針

- ・公園施設のうち旧耐震基準に基づいて整備されたものは、耐震化や施設更新により安全確保を図っていきます。また、今後は都市部で地震が発生することも十分想定され、公園は災害時には防災拠点施設となる可能性もあることから、公園内には災害時に利用できる「防災かまどベンチ[※]」や「防災かまどツール[※]」なども設置していきます。

(8) 長寿命化の実施方針

- ・遊具等の劣化が進んでから対処してきたこれまでの事後保全型の維持管理から、定期的な点検に基づき遊具の損傷がひどくなる前に補修する予防保全型の維持管理へ移行します。予防保全型によって対応していく方針をまとめた「大和市公園施設長寿命化計画」に基づく取組を進めることにより、維持管理コストの平準化や低減を図ります。

➡. 用語解説

ア行

Is 値

国土交通省の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、構造耐震指標とされているもの。

一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、市町村においては、都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）を加算したもので、用途が特定されていない財源。

インフラ長寿命化基本計画

国が、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識を踏まえて、平成 25 年 11 月に策定した計画。

雨水管

公共下水道において、雨水、雪解け水などの自然現象に起因する水を集めて河川など放流先まで導くための管。雨水と汚水を別々の下水管で集める分流式の地区（⇔合流地区参照）に敷設している。

污水管

公共下水道において、生活排水、工場排水など生活活動により生じた排水を集めて下水処理場まで導くための管。雨水と汚水を別々の下水管で集める分流式の地区に敷設している。

カ行

神奈川県道路メンテナンス会議

国及び県が、神奈川県内の道路管理を効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整することにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的として、平成 26 年 6 月 9 日に設立したもの。

緊急輸送道路

地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、道路管理者等が事前に指定している路線。指定された路線については、自然災害への安全度を高めるため、道路施設の防災対策が優先して進められる。

降雨強度 (mm/hr)

瞬間的な降雨の強さを指し、「現在降っている雨がこのままの強度で降り続いた場合、1 時間当たり何ミリの雨量に相当するか」(mm/hr) で表している。

公共施設白書

市が保有する公共施設の現状について、財政や人口推計などの市勢状況を考慮したうえで、公共施設のハード面（内外装の仕上げや設備等）とソフト面（施設の運営・管理等）の両面から調査を行い、ハード面の劣化状況とソフト面の機能状況を整理・分析することを目的にまとめたもの。

公共施設保全計画

公共施設白書の整理・分析結果から施設のハード、ソフトの両面の課題を明らかにし、施設の統廃合・再配置を見据えたうえで、本市における長寿命化の方針を定め、施設の老朽化対策や機能の充実などを目的とした実効性の高い長寿命化計画としてまとめたもの。

合流地区

雨水と汚水を一つの下水管で集める合流式により下水道を整備している地区。この地区には、合流管を敷設している。

固定資産台帳

固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの。

サ行**住民基本台帳人口**

住民登録者数を累計した人口。住民登録を残したまま海外に居住したり、進学や就職等で住民票を移さずに移動したりしているケースがあるため、推計人口と差異が生じる。

将来推計人口

推計人口や住民基本台帳人口、国勢調査結果等をもとに、出生の状況や生残率、転出入の傾向などを加味して予測する将来の人口。

推計人口

国勢調査の値をベースに、住民票を作成、又は消除した数値を加減して求めた人口。

ストックマネジメント計画（※本計画では下水道事業のストックマネジメント計画についてのみ記載）

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的に策定する長寿命化計画。

夕行

建物カルテ

平成 13 年度策定の公共施設保全計画に基づいて、建築物を対象に実施した「建物健康診断」において用いた問診表。「建物健康診断」とは、専門職以外の一般職員である施設管理者が建築物の不具合等の状況を把握すると同時に、日常の点検への意識を高めることを目的として行った施設調査。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税のそれぞれ一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。

統一的な基準

地方公会計において、発生主義・複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を前提とし、比較可能性の確保の観点から、全ての地方公共団体を対象とした統一的な財務書類の作成基準が示されているもので、現行の官庁会計（現金主義・単式簿記）の補完として国が求めているもの。

投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

道路附属物

道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保、その他道路の管理上必要な施設又は工作物であり、市が管理するものとしては、道路照明灯やカーブミラーなどがある。

特定財源

歳入において一般財源と対照的に用いられ、国庫支出金や都道府県支出金など使途が特定されている財源を指す。

都市公園

公共の福祉の増進に資することを目的として、都市公園法に基づき設置された公園で、総合公園、近隣公園、街区公園などがある。

八行

扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

P F I (Private Finance Initiative)

公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等について民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に公共サービスを提供する事業手法のことで、PPPの一類型。

P P P (Public Private Partnership)

公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図る手法のこと。

普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な把握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

防災かまどベンチ・スツール

災害時に組み立てることで、かまどとして炊き出しなどに活用することができるベンチ（スツール）。平時にはベンチ（スツール）として使用。本市では、市役所本庁舎の敷地内のほか、一部の公園にも設置している。

ヤ行**矢板護岸**

川幅の狭い場所において鋼製の矢板を使用し垂直な護岸を設置する護岸形式。

ラ行**ラダーパターン**

はしご状に見える道路の形状を言い表したもの。本市では、小田急江ノ島線を挟んで南北軸に通っている2本の幹線道路とその幹線道路を東西に連結している幹線道路がラダーパターンを形成している。

立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられるもの。都市計画マスタープランの高度化版。

路面下空洞調査

路面下に空洞がないか調査し、道路陥没の恐れがある箇所を把握するもの。該当箇所は計画的な修繕に先立ち、詳細調査を行う。

路面性状調査

舗装のひび割れ、わだち掘れ、平坦性を調査し、MC I (Maintenance Control Index) と呼ばれる指標に数値化することで、舗装の現状を把握する調査。



健康都市 やまと

大和市公共施設等総合管理計画

大和市政策部総合政策課

〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号

TEL:046-263-1111 (代表)

H P:<http://www.city.yamato.lg.jp>